

裁 決 書

審査請求人

大東市

処 分 庁

大東市福祉事務所長

審査請求人が、平成23年11月18日付けで提起した生活保護法に基づく保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年10月7日付けで行った保護開始申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年10月7日付けで審

査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件却下決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2. 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

処分庁が本件却下決定したことは不適切であり不当である。

主治医に確認し仕事ができることが判明したと記されているがそれを全く証明していない。又請求人が通院していた時はそのようなことは一切説明されず症状は重いものだと説明をうけた。

よって法第4条「保護の補足性」の規定による稼働能力の不活用に該当しない。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成23年9月26日付けで、請求人は処分庁に対し、「慢性的に症状が発生する全身に及ぶ[] []疾患（重度の[]）働きたくても働けない為」を理由として、請求人の単身世帯として、保護申請書を提出し、処分庁は同日これを受理したこと。

(2) 平成23年10月7日付けで、処分庁は請求人に対して、「あなたは[]と[]により仕事ができないとのことで求職活動に取り組んでいませんでした。しかし、主治医に確認するとあなたには稼働能力があり、仕事ができることが判明しました。この事は稼働能力を最大限に活用しておらず、法第4条「保護の補足性」の規定による能力その他あらゆるものを最低限度の生活を維

持するために活用していない行為であり、【稼働能力の不活用】に該当します。」を理由に、上記(1)の保護申請について、本件却下決定を行ったこと。

(3) 平成23年12月1日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の内容があること。

ア 平成23年9月2日 請求人、来所。請求人は現在、■■■■名義のマンションの2階で単身生活しており、■■■と■■■は2階で生活している。■■■と■■■を患っており、現在、働けないということで求職活動をしていなく、■■■に食事や光熱費等を捻出してもらっている。突然、■■■が5日程前に5万円だけ置いて■■■と共に出て行った。この先の生活がやっていけないとのことで相談に来た。しかし、■■■は主自身が思い込んでいるだけであり、■■■が以前に症状を見兼ねて、四條暖保健所に相談した時は、「■■■なものではない」と診断があった。

■■■の治療で3日前に■■■病院に通院した。■■■については、まだ一度も病院に通院していないとのこと。

面接相談員より、本法趣旨について説明した。①稼働能力については、請求人は主治医に何も聞いていない。よって、主治医によく話しを聞くようにと助言した。また、■■■に関しては、病院に行っていないということであり、主自身の思い込みの可能性があり、明確にする為にも■■■科・■■■科等に受診してみてはどうかと助言した。②扶養援助については、■■■に援助を求めるようにと助言した。

請求人より、働くことが出来ないので、申請しかありませんと強い申し出があり、申請書を交付。しかし、■■■に関して病院に病状・稼働能力の確認を取っていないので、確認を取るように助言。■■■に関しても病院に通院していない現状であり、病院の■■■科等を受診するように助言した。

イ 平成23年9月13日 請求人より電話連絡。請求人より、
[] 銀行の通帳がないと連絡があった。通帳の再発行の手続きをするように話し、申請の意思があるのであれば来所するよう伝える。請求人より、了承の言葉があり、本日病院に行くので、近々来所するとのこと。また、[] については、今までは [] 科を受診していた。現在は [] 病院へ通院しているが、1回しか通院していない。[] については、[]
[] へ通院しているが、本日が2回目の受診予定であり、1回目の受診（平成23年9月7日）では病名は判明しなかったとのこと。

ウ 平成23年9月26日 請求人、来所。請求人より、[]
[] に関しては [] 病院、[] 疾患に関しては []
を受診しましたと報告があった。病状の確認は取っていたが、稼働能力について、主治医に確認を取っていなかった。申請に関しては、請求人より [] と重度の [] の為働けないという申し出により、本日付けで申請書一式を受理した。申請受理後、主治医訪問を行い、病状及び稼働能力の可否を確認する旨を伝えた。

エ 平成23年9月28日 請求人宅、新規実態調査訪問。（S
V同行）請求人の部屋の様子は、ビールやチューハイの空き缶が散乱しており、飲み干した空き缶が一杯に詰まった透明のゴミ袋が二つあった。また、テーブル・キッチン・床の上には、ワインやシャンパンの空きビンが数多く置かれていた。一見して酒浸りの生活を送っていることが窺い知れた。お酒は母親に買ってもらい、食事代わりにお酒を飲んでいるとのこと。

病状については、[] の治療で [] に9月6日と13日に通院した。次回は9月30日通院予定である。また、8月31日に [] の治療で [] 病院に通院した。[]
薬を処方してもらっている。昨年、[] 科に5回程通

院した。

就労については、[]と[]により仕事ができず、平成20年2月より求職活動には取組んでいない。主治医に働けるかどうかを確認していない。

扶養義務者との交流については、[]が昨年夏、訪ねて来たが、それ以降交流を取っておらず、居場所もわからない。[]と[]は平成23年8月27日に5万円を置いて、突然いなくなった。出て行った理由はわからず、居場所もわからない。

生活状況については、現居のハイツは[]方の[]名義の不動産であり、既に亡くなっているため、相続人が5人いる。他の空き部屋には誰も住んでおらず、現居の風呂が使用できないので、[]号室の風呂を使用している。また、部屋にある40インチを越す液晶テレビは今年3月[]に買ってもらった。光熱水費も支払ってもらっていた。日中はインターネットをして過ごしているとのことであった。

オ 平成23年9月29日 [] []氏へ電話確認。

(主治医：[]医師確認) []氏によると、請求人は平成23年9月6日と16日の2日間しか通院していない。

9月30日に通院予定であるが、まだ症状がわからない状況である。しかし、働けないことはないとのことであった。

カ 平成23年9月29日 []病院 []氏へ電話確認。

(主治医：[]医師確認) 請求人は[]の治療で平成23年8月31日に通院があった。まだ、通院は1回しかないが、病的には働けるものであり、稼働能力を有するとのことであった。

ケ 平成23年9月29日 []科へ電話確認。(主治医

確認) 通院歴としては、平成22年1月に2回(初診)、2月に1回、3月に1回、5月に1回、6月に2回、8月に1回通

院があった。平成22年11月13日と12月21日は請求人の来所はなく、家族が薬を取りに来た。[]は[]に出ているが、発熱もなく、稼働能力があり、仕事はできるとのことであった。

コ 平成23年10月7日 ケース診断会議。弁明の内容に関する検証を行った。

(ア) 稼働能力の活用について

請求人よりは、[]と[]により働けないとの理由で本法申請に至った。

申請受理後、主治医訪問を行い、病状と稼働能力を確認した。

① []について

通院先の[]病院・[]科に確認を取った。
[]病院では平成23年8月31日に通院していたが、十分に働くことができる症状であり、稼働能力を有しているとのこと。[]科では平成22年中に8度の通院歴があった。[]の症状は[]に出ているが、発熱もなく、稼働能力があり、仕事はできるとの回答であった。

② []について

[]に確認を取った。通院は平成23年9月6日と9月16日の2日間しかなかった。現在、鬱病であるとの診断が行えず、症状がわからない状況である。また、働けないことはないとの回答であった。

以上の通院先の確認より、請求人には稼働能力を有していることが確認できた。よって、[]と[]により働けないので、求職活動を行わないという理由に正当性が見受けられない事から、稼働能力の不活用と判断できる。

よって、本法申請に対しては、【稼働能力の不活用】により、却下とした。

サ 当所は以下の判断により、当該処分を行ったものである。

請求人より、平成23年9月26日付けで生活保護の申請があった。

請求人によると、[]と[]により働くことができず、平成20年2月より求職活動に取り組んでいない。本法申請後に[]へ通院すると、重度の[]と診断された。

また、[]の治療で[]病院に通院した。本法申請の理由として、重度の[]と[]により、働けないためであるとの申し出であった。

通院先の主治医に病状及び稼働能力の確認を行うと、[] []では、平成23年9月6日と9月16日しか通院しておらず、病状と稼働能力の把握ができない。しかし、稼働能力がないということではなく、働けないことはないとのことであった。請求人の申し出では、主治医より重度の[]と診断されたとのことであるが、所より確認を取った主治医からの回答と、主の申し出と相違があり、重度の[]により働けないという事実確認はできなかった。また、平成23年9月2日に相談来所の際、[]治療の通院をしていない段階で、[]であると話しており、請求人の一方的な病状の申し出にすぎないと判断できる。

[]病院の主治医よりは、平成23年8月31日のみ通院であり、十分働くことができる病状であり、就労することに対して何ら支障がないとの回答であった。昨年、8度通院していた[]科医院でも、仕事は出来る病状であり、就労するのに問題はないとのことであった。

主治医からの医学的見地よりも、主は稼働能力を有していることが確認でき、請求人は仕事を行うことができると判断できる。しかし、新規実態調査訪問でも請求人の部屋は、ビールやチューハイの空き缶が散乱しており、テーブル・キッチン・床の上には、ワインやシャンパンの空きビンが数多く置かれてい

た。普段より酒浸りの生活を送っていることが確認できた。

以上の事項を客観的かつ総合的に勘案すると、請求人より重度の[]と[]により、仕事ができなく、求職活動に取り組めないという申請理由は到底認めることができず、この事により、請求人は稼働能力を最大限に活用しておらず、法第4条「保護の補足性」の規定による能力その他あらゆるものを最低限度の生活を維持するために活用していない行為であり、【稼働能力の不活用】に該当する。

- (4) 平成23年12月8日付けで、審査庁は請求人に対し、上記(3)の認定事実について記載された処分庁の弁明書の副本を送付して、これに対する反論書の提出を求めたが、請求人から反論書の提出はなかったこと。

2 判断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。（以下「局長通知」という。）第4の1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断す

ること。」と規定し、局長通知第4の2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と規定し、局長通知第4の3は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と規定し、局長通知第4の4は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」と規定している。

(3) 局長通知第11の1の(2)は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

(4) 本件についてみると、処分庁は請求人に対して、前記第2の1の(2)及び(3)の認定事実のとおり、通院先の主治医に請求人の病状及び稼働能力の確認したところ、請求人に稼働能力があり、仕事ができると判明したため、稼働能力の不活用によることを理由として、本件却下決定を行ったことが認められる。しかしながら、前記(2)のとおり、稼働能力活用の判断は、申請者が稼働能力を有していることのみで判断するのではなく、申請者に稼働能力を活用する意思があるかどうか、かつ実際にそ

の稼働能力を活用できる場があるかどうかで判断することとされており、申請者に稼働能力があるにもかかわらず、この活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、上記(3)のとおり、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することとされているところ、処分庁は、前記第2の1の(2)及び(3)の認定事実のとおり、請求人に稼働能力があり、仕事ができると判断したことは認められるものの、請求人がその能力を活用する意思やそれを活用する就労の場を得る可能性を判断したことや、請求人に対し、稼働能力の活用を適切に助言指導したことまでは認められない。

- (5) したがって、本件却下決定については、その調査及び判断に瑕疵があったといわざるをえず、取消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年2月16日

審査庁 大阪府知事 松井



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。